

○河合一也委員長 皆様、御苦労さまです。

ただいまより市民福祉常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました案件は全部で3件であります。

審査順序は、お手元に配付の議案審査順表のとおりとさせていただきます。

それでは、健康福祉部の議案審査に入ります。

初めに、議第15号「令和4年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）案」を議題といたします。

質疑、意見のある方は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 すみません、先に手を挙げてしまいました。

皆さん、ありません、いいですか。

44、45ページの4款1項1目で保険給付費等交付金、これ、医療費が増加したことによるということなんですけれども、具体的に内容を、2億6,174万9,000円とちょっと大きかったものですから内容をお聞きします。

それから、6款1項1目の3番目の未就学児均等割保険税の繰入金ですね、これは、当初予算よりも人数が減ったということだと思えるのですが、その確定に、今回、その人数が決定したということの説明があったと思うのですが、当初予算では、未就学児の人数を何人ぐらい見込んでいて、今回の決定により何人減って、何人になったのかというのを教えていただきたいと思います。

以上です。

○河合一也委員長 じゃ、最初の増額の理由のほうから説明してください。

○鈴木利明国保年金課長 深田委員の御質疑にお答えをさせていただきます。

6款1項1目の一般会計の繰入金の詳細ということだと思うのですが。

○深田ゆり子副委員長 保険給付費。4款1項1目。

○鈴木利明国保年金課長 4款1項1目につきましては、歳出予算におけます療養給付費、療養支給費、療養報酬明細書審査手数料及び一般保険の高額療養費の支給が当初見込みよりも増えたということになります。それで、今回、この4款1項1目のほうの普通交付金のほうを増額という形になっております。

療養給付費につきましては、歳出側で、46、47ページですか、でございますが、一般被保険者療養給付費、療養費、審査手数料という形で増額補正という形にさせていただいております。この合計が、こちらの普通交付金のほうに来るという形になります。

療養給付費につきましては、増額の理由としましては、10月前の実績、今年度の実績を見させていただきますと、前年同月の伸び率が平均で102.64%と伸びていることから年間の見込額を試算して増額というような形を取らせていただいております。

療養費の増額理由ですけれども、療養費につきましても、当初の試算より増額が見込まれるということで、療養費に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、療養給付費ほどは見られませんが、令和元年度に対する令和2年度の伸びが97.46%であったのに対しまして、令和2年、令和3年度の伸びが114.86%となっております。療養

費については、年々増加傾向にあるという形になります。療養費につきましては、鍼灸マッサージの療養委任制度、直接10割を払うのではなくて、診療のところで、受領委任制度というものが浸透し出しましたので、事業者が参入しやすくなったということもありまして、保険診療と同じような方法で施術を受けることができるようになったということで増加が見込まれております。

診療報酬の明細書の手数料の増加につきましては、手数料の件数が実績により非常に増えたということで、当初が49万件、補正では50万4,000件、医科・歯科分の件数なのですけれども、1万4,000件ほど増えているよと、見込みが出ました。柔道整復師分の件数については、当初8,000件、補正時には8,200件ということで200件ほど増えているものですから、こちら、手数料のほうも増額というような形で補正をさせていただいております。

高額療養費の支給の増額なのですけれども、こちらにつきましても、高額療養費の実績において、当初の試算額よりも増加が見込まれるということで補正をさせていただいております。こちらにつきましては、12月までの実績では、前年同月の伸び率が平均の108.78%と伸びていることから、年間の見込額を試算させていただきまして、増額というような形の補正をさせていただいております。これを受けまして、4款1項のほうもそれに基づきまして、歳入側も増額というような形でさせていただいております。

もう一個が、未就学児の当初と補正時の人数ということでございますが、未就学児につきましては、当初人数で560人、基準ですね、10月31日の基準日では655人ということで見込んではおりますが、こちら、当初につきましては、未就学児については、令和4年度よりスタートということになりましたので、当初のときに、軽減判定まではちょっと見込みが難しく、未就学児については、基本7割、5割、2割の軽減後に、軽減後に2分の1という判定をするという形にはなっているんですけれども、その7割、5割、2割の軽減後の判定の2分の1を当初は見込みができなかったものですから、それで、今回こういう補正というような形を取らせていただいております。

以上でございます。

○河合一也委員長 ほかに。

○深田ゆり子副委員長 大体分かりましたが、最初の一般被保険者の療養給付費が2億2,000万円、これ、47ページの上のほうで、令和元年度が97.46%で、令和2年度が114.8%の医療費の伸び率ということでよろしいですか。すごく医療給付費の伸び率が一気に上がってきたということなのですが、これは、このパーセントの、令和何年度かというのを、もう一回ちょっと確認、私ので言ったのが合っているかどうか、それと、この病的には新型コロナウイルス感染症関係以外の診療、受診が増えたということなのか、新型コロナウイルス感染症関係なのか、その辺、分かりますか。

○鈴木利明国保年金課長 今の深田委員の御質疑ですけれども、一般被保険者の療養給付費の増額の理由ということなのですけれども、こちらにつきまして、先ほどもちょっと全部説明してなくてあれなんですけれども、10月までの実績では、同年同月の伸び率が平均102.64%と、今年度の分が10月分までで平均で102.64%、前年対比の同月分ですね。平均でいきますと102.64%伸びているよということで、年間を見込みまして、増額というような形になります。令和2年度の療養給付費につきましては、新型コロナウイ

ルス感染症に伴う受診控えというような影響により減少することとなったんですが、令和3年度は、その反動により増加傾向でありました。令和2年度に対する令和3年度の年間療養給付費は104.36%と、令和2と令和3年では104.36%、令和2年と令和3年の比較でしますと、令和4年度につきましては、そのような状況ではあったんですが、令和3年度よりもさらに増加してきているという状況で、被保険者数が減少していても、1人当たりの医療費が増加していると考えられるということで、このような補正という形になっております。1人当たりの医療費が、前年度より伸びている理由として考えられるのは、高齢化と、特に近年では70歳以上の被保険者に係る医療費が伸びているということがありまして、また、医療の高度化、あと高額薬剤が保険適用となったことに伴いまして、医療費のほうが増加しているのではないかと考えられました。コロナ禍における新型コロナウイルス感染症に関する医療費なのかということなのですけれども、そちらについては、ちょっと、その内容を把握はできておりません。

以上でございます。

○河合一也委員長 ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 じゃ、質疑、意見を打ち切ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第15号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第16号「令和4年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)案」を議題といたします。

質疑、意見のある方は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 市長の提案理由の説明の中で、2ページに過誤納額の還付と書いてあったのですが、それはどういうことなのかちょっと説明を。

○河合一也委員長 過誤納の内容について。

○萩原雅顕介護保険課長 過誤納といいますのは、誤りということではなくて、まず、4月の場合、前年度の2月の金額というのを算定して、仮算定というものを行います。実際、8月に、6月に取得した住民データから、当該年度分の金額というのを確定させるんですけれども、4月から7月の間にお亡くなりになられた方、もしくは市外へ転出された方、そういった方については金額が変更するものですから、その分、お返しするということになるんですけれども、ここの、この予算の場合は、例えば、年度をまたいだ令和3年度に、そういう変更賦課を行っていて、そういう通知を出しているんですけれども、その通知を忘れてしまったりとかそういった方々に、また、翌年度、再度、通知を出して、その時点で思い出したとか、あと、その通知を見なくても、整理をしていたら、出てきた。そういった過年の変更に関する還付というものをこの予算のほうで計上

させていただきます。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

○河合一也委員長 この過誤納という使い方、一般的なんですか。

過誤納と聞くと本当に誤りみたいな気もしますが、こういうときにそうやって使うのですね。差額とか、見込みと確定のその差額とかというそういう言い方でなくて、過誤納という言い方を。分かりました。ありがとうございます。

ほかに、質疑、意見のある方、よろしいですか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 じゃ、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第16号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号「令和4年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第17号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、健康福祉部の議案審査について終了いたしました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会いたします。

当局並びに委員の皆さん、お疲れさまでした。

閉会(10:55)